

さめき水田営農だより

攻めの農業実践緊急対策事業の公募について

【第6回 募集期間】8月10日(月)から12月25日(金)まで

攻めの農業を実践するため、効率的な農業機械のリース導入や、高収益作物への転換等の取組を総合的に支援する事業です。農業機械等のリース導入は支払いが分散され、初期負担が軽減されるメリットがあります。

事業の公募を行いますので、所得向上を図り経営発展を目指す方は、是非、ご活用ください。

1 効率的機械利用体系構築事業

【事業内容】(1) 担い手への農地の集積・集約化等に必要な機械・機器のリース導入

(2) 担い手への農地の集積・集約化等により作付体系の転換等を行う非担い手が所有する機械・機器の廃棄及び当該機械等を担い手が再利用するための補改修

取組経費	対象機械・器具等	主な要件	
機械のリース導入 〔助成率：本体価格の <u>1/2</u> 以内〕	農業用機械等 (耕うん整地用 機具などのア タッチメント 含む) ※2Pの対象機 械参照	○ <u>原則5戸以上</u> が参加し計画を作成	1台50万円以上
機械の再利用 (オーバーホールに必要な経費) 〔助成率： <u>1/2</u> 以内〕		○参加者の中で担い手(基幹的に農作業する者)を決定し、担い手への機械作業の集約	非担い手(参加者の中で担い手以外の者)が所有する機械で担い手が再利用する機械であること
機械の廃棄 〔助成額： <u>2万円</u> 以内〕		○ <u>生産コストを1割以上削減</u> する「生産効率化プラン」の作成など	非担い手の所有機械で1台50万円以上

【留意点】

本事業のうち、農業機械導入への支援については、参加農家戸数は原則5戸以上とされています。下記の要件を満たす場合は参加農家戸数3戸以上でも取組可能です。

【3戸以上で取り組む場合の要件】

基幹的農業者が、① 主食用米からの転換により土地利用型作物(飼料用米等の新規需要米、加工用米、大豆、麦(四麦))の作付規模を拡大、② 拡大後の作付面積(生産効率化プラン)が地域の平均的な作付面積の5倍以上(ただし、条件不利地域は除く)、③ 機械作業の出し手となる2戸以上の農業者から機械作業を集約(又は3戸以上の基幹的農業者で機械を共同利用)、のすべてを満たし、県協議会が地域の低コスト生産のために特に必要と認める場合は助成対象となります。

効率的機械利用体系構築事業の対象機械

項目	農業機械の種類	農業機械の該当 特定高性能	留意事項	助成対象品目
土づくり・ほ場準備 関連機械	トラクター	※1	30ps以上の能力を有すること。	水稲、麦、大豆、飼料作物
	マニユアスプレッダー			
	レーザー均平装置		土表面均平	
	ロータリー		耕耘、畝立てを同時に行う複合作業機に限る。	
	深耕用の作業機		ディスクプラウ・リバースプラウ	
播種・移植 機械	乗用型田植機	※1		
	播種機		耕耘、砕土、施肥等を同時に行う複合作業機を含む。	
	直播機		アタッチメント型を含む	
	鎮圧機		播種前の整地作業、播種後の発芽環境を整える又は、成長抑制に資するものに限る。	
中間管理作業用機械	肥料散布機		作業速度と連動して、あらかじめ設定した施肥量に均一な散布を行える機能を有するものを含む。	
	乗用型多目的作業機	※1	防除、除草、灌水、中耕・培土等。	
	無人ヘリコプター			
	あぜぬり機		アタッチメント型を含む	
	動力噴霧器	※1		
	中耕除草機		複合作業機を含む。	
収穫用機械	自脱型コンバイン	※1	刃幅0.8m以上（3条以上）、グレンタンク付きの能力を有するものに限る。	
	藁収集機		結束機（ノック）・立体放出機・カウントドロップ等藁を能率的に収集する機械でコンバインのアタッチメント型に限る	
	フォレージハーベスター	※1		
	普通型コンバイン	※1	刃幅0.8m以上の能力を有するものに限る。	
	ビーンハーベスター	※1		
乾燥・調製用 機械	乾燥機		施設整備及び改修に該当するものは対象外（※2）とする。	
	選別機・脱粒機		施設整備及び改修に該当するものは対象外（※2）とする。	

※1 「特定高性能機械の利用規模の下限面積」に該当する場合は「導入機械の利用計画」を作成すること。

※2 施設整備及び改修に該当するものは対象外とする。施設整備に該当するかの判断は「強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」の別表4に定める建設工事費及び製造請負工事費を要するものであるかにより行う。

2 高収益品目等導入支援事業

- 【事業内容】（１）高収益品目等の生産体系の実現に必要な機械・機器・設備等のリース導入
 （２）高収益品目等の導入に必要な資材の購入

取組経費	対象機械・器具・設備等	主な要件	
機械・設備のリース導入 〔助成率：本体価格の <u>1/2以内</u> 〕	業用機械（耕うん 整地用機具などの アタッチメント含 む）・設備等 ※4Pの対象機械・ 設備参照	○高収益品目を導入する「高 収益プラン」の作成 ○条件不利地域（中山間地 域、下図参照）では、 <u>5戸 以上</u> の参加または <u>1ha</u> 以 上の取組	1台50万円 以上
生産基盤の簡易な整備に 必要な資材・苗木の購入 〔助成額： <u>定額</u> 〕	対象作物の導入に 必要なもの（パイ プハウスのパイプ・ フィルム、永年作 物の苗木等） ※4Pの対象資材・ 苗木参照	○条件不利地域以外での取 組は、「生産効率化プラン」に 基づき「効率的機 械利用体系構築事業」に 参加した非担い手の <u>6割 以上</u> が参加が必要	領収書を添付 ※肥料、農薬 等の毎年度 必要となる 資材は対象 外

条件不利地域



高収益品目等導入支援事業の対象機械・設備、資材・苗木

項 目	農業機械の種類	特定高性能農業機械	留意事項	助成対象品目
汎用機械及び土づくり・ほ場準備関連機械	トラクター	※1	30ps以上の能力を有すること。	野菜、果樹、花き、薬用作物、黒大豆、オリーブ、ソバ、茶、油料作物（ナタネ、ひまわり）
	耕うん機			
	管理機			
	マニユアスプレッダー			
	ロータリー		耕うん、畝立てを同時に行う複合作業機に限る。	
移植機	移植機			
	野菜用の乗用型全自動移植機	※1		
管理機	管理機		畝立て機・防除機	
	野菜用の乗用型多目的作業機	※1		
	ほ場内野菜残さ収集機	※1		
	ほ場内乗用型運搬作業車	※1		
	肥料散布機		作業速度と連動して、あらかじめ設定した施肥量に均一な散布を行える機能を有するものを含む。	
	栽培管理ビークル（乗用型多目的作業機）	※1	乗用型で、中耕・培土、防除等生育期間中のいずれかの管理作業能力を有するものに限る。	
	動力噴霧器	※1		
	中耕除草機		複合作業機を含む。	
環境制御装置	炭酸ガス発生装置			
	細霧冷房装置			
設備	設備		高設栽培システム、灌水設備、電照設備、暖房機	
収穫用機械	ハーベスタ	※1		
	バインダー			
	茶の収穫機			
	キャベツ用の収穫機	※1		
	ごぼう用の収穫機	※1		
	だいこん用の収穫機	※1		
	ねぎ用の収穫機	※1		
	はくさい用の収穫機	※1		
	ポテトハーベスター	※1		
	いも類の収穫機	※1		
乾燥・調製用機械	乾燥機		※3	
	選別・選果機・調整機		※3	
	洗浄機			
	搾油機			
資材	被覆資材・フィルム類・防風ネット・防虫ネット		栽培方法変更のために必要となる、鋼材、ビニール等で複数年利用可能なものが対象。※2	
	パイプハウスのパイプ及びフィルム		10万円以上の場合は、財産管理台帳を整備すること。施工費は対象外。※2	
苗木	永年作物の苗木		※2	

※1 「特定高性能機械の利用規模の下限面積」に該当する場合は「導入機械の利用計画」を作成すること。

※2 資材・苗木は「資材等の利用計画」を作成すること。

※3 施設整備及び改修に該当するものは対象外とする。施設整備に該当するかの判断は「強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」の別表4に定める建設工事費及び製造請負工事費を要するものであるかにより行う。

攻めの農業実践緊急対策事業の取組事例(イメージ)

○効率的機械利用体系構築事業

【事業概要・効率化の内容】

農業者A(担い手)は、農業者B～Eがこれまで個々に行っていた水稻の田植、収穫作業(田植機、コンバイン)の作業を集約。農業者Aは機械作業を集約するために必要な大型機械を導入し、水稻の生産コストを1割以上削減。

<26年産〇〇円/10a→27年産〇〇円/10a、主に農機具費、労働費の削減による>

【助成金の活用】

水稻の田植、収穫作業に必要な機械(田植、コンバイン)をリース導入(機械リース1/2以内)。農業者B～Eは所有していた機械を廃棄(1台当たり2万円以内)。

【取組前後の状況】

<取組前>

農業者A (5ha) <水稻11ha>
農業者B (1ha) 農業者C (2ha)
農業者D (2ha) 農業者E (1ha)

- ・農業者A～Eで、田植機、コンバインを個々に所有(田植機、コンバイン各5台)。

<取組後>

農業者A(11ha)
<水稻11ha>

- ・農業者Aは、田植、収穫作業に必要な大型機械を新規リース導入(田植機、コンバイン各1台)
- ・農業者B～Eは既存機械廃棄。

○効率的機械利用体系構築事業(県協議会特認)

【事業概要・効率化の内容】

農業者A(担い手)は、農業者B～Cがこれまで個々に行っていた水稻の収穫・乾燥調整作業(コンバイン、乾燥機)の作業を集約。さらに農業者Aは主食用米の半分を飼料用米に転換するとともに、水稻の機械作業を集約するために必要な大型機械を導入し、水稻(主食用米・飼料用米)の生産コストを1割以上削減。水稻の作付面積を地域の平均作付面積の5倍以上に。

<26年産〇〇円/10a→27年産〇〇円/10a、主に農機具費、労働費の削減による>

【助成金の活用】

水稻の収穫・乾燥調整作業に必要な機械(コンバイン、乾燥機)をリース導入(機械リース1/2以内)。農業者B～Cは所有していた機械を廃棄(1台当たり2万円以内)。

【取組前後の状況】

<取組前>

農業者A (8ha) <水稻14ha>
(主食用)
農業者B (3ha) 農業者C (3ha)

- ・農業者A～Cで、コンバイン、乾燥機を個々に所有(コンバイン、乾燥機各3台)。

※地域の平均的な作付面積:水稻1ha



<取組後>

農業者A (14ha)
<水稻14ha>
(主食用4ha、飼料用10ha)

- ・農業者Aは、収穫、乾燥作業に必要な大型機械を新規リース導入(コンバイン、乾燥機(飼料用米専用)各1台)
- ・農業者Aは主食用米8haのうち4haを飼料用米に転換し、飼料用米の作付面積を拡大
- ・農業者B～Cは既存機械廃棄。

申請書の提出は、住所地がある地域の農業再生協議会の窓口まで

【申請に必要な資料等】

- 取組計画書（兼）取組参加者助成金申請書（指定様式、指定添付様式）
- 複数の販売会社の見積書の写し（任意様式）
- 農業機械のカatalog（任意様式）
- 組織規約の写し・構成員名簿（組織の場合、任意様式）

【リース導入の場合】

- 導入機械の利用計画（特定高性能農業機械に該当の場合）
- リース導入の確認表（指定様式）
- リース契約書（案）の写し



※事業計画が承認され、機械導入後に「取組報告書（兼）取組参加者助成金申請書」の提出をします。検査が実施された後、助成金が交付されます。リース事業の場合はリース会社に直接交付されます。

※事業実施の翌年度の4月20日までに（目標年度で概ね目標に達しない場合は達するまで）取組結果報告書の提出が必要です。

各地域農業再生協議会 一覧

協議会名	所在地	電話
東かがわ市地域農業再生協議会	東かがわ市湊1847番地1 東かがわ市農林水産課内	0879-26-1303
さぬき市地域農業再生協議会	さぬき市志度5385-8 さぬき市農林水産課内	087-894-1116
高松市地域農業再生協議会	高松市番町1-8-15 高松市農林水産課内	087-839-2422
三木町地域農業再生協議会	木田郡三木町大字氷上310 三木町産業振興課内	087-891-3308
土庄町地域農業再生協議会	小豆郡土庄町甲559-2 土庄町農林水産課内	0879-62-7007
小豆島町地域農業再生協議会	小豆郡小豆島町池田2100-4 小豆島町農林水産課内	0879-75-1900
坂出・宇多津地域農業再生協議会	(坂出市在住者) 坂出市室町二丁目3番5号 坂出市建設経済部産業課内	0877-44-5012
	(宇多津町在住者) 綾歌郡宇多津町1881番地 宇多津町地域整備課内	0877-49-8012
綾川町地域農業再生協議会	綾歌郡綾川町滝宮299 綾川町経済課内	087-876-5282
丸亀市地域農業再生協議会	丸亀市大手町二丁目3番1号 丸亀市産業文化部農林水産課内	0877-24-8845
善通寺市地域農業再生協議会	善通寺市文京町二丁目1番1号 善通寺市建設農林部農林課内	0877-63-6316
琴平町地域農業再生協議会	仲多度郡琴平町榎井817-10 琴平町農政土木課内	0877-75-6709
多度津町地域農業再生協議会	仲多度郡多度津町栄町1丁目1-91 多度津町産業課内	0877-33-1113
まんのう町地域農業再生協議会	仲多度郡まんのう町吉野下430 まんのう町産業経済課内	0877-73-0105
三豊市地域農業再生協議会	三豊市高瀬町下勝間2373-1 三豊市建設経済部農業振興課内	0875-73-3040
観音寺市地域農業再生協議会	観音寺市坂本町1丁目1番1号 観音寺市農林水産課内	0875-23-3931

事業の詳細内容や申請書様式は

香川県農業再生協議会のホームページをご覧ください。

<http://www.kagawa-saiseikyo.jp/>

●内容に関するお問い合わせ先

香川県農業協同組合中央会 指導部指導課

香川県 農政水産部 農業生産流通課

TEL:087-825-2503

TEL:087-832-3418